

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立公文書館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「求められた課題に積極的かつ適切に取り組み、大きな成果をあげている。その業務水準は世界の先進国に迫りつつあることは十分に評価できる。」との内閣府独立行政法人評価委員会における評価を踏まえ、役員報酬は一般職の国家公務員の給与水準に準じた支給を行っている。

当館は独立行政法人への移行前は、内閣府の施設等機関であり、歴史資料として重要な公文書等を国民の財産として継続的に後代に伝えるために、これらの公文書等を保存し、及び一般の利用に供するという、そもそも国が保有している責務を果たすために設置されたものであり、その果たすべき役割は極めて大きいとの認識の下、その重責に見合った処遇がなされ、館長は一般職の指定職俸給表が適用されていた。

独立行政法人へ移行後も、国立公文書館が果たすべき役割とその重要性は、いさかも減じるものではなく、情報公開法、公文書管理法等の施行により、国立公文書館の果たすべき役割は、ますます増大しており、また、一機関の長ではなく、独立した一つの法人の長として国立公文書館の行う業務に関する全責任を負う立場となり、その担うべき責任は飛躍的に高まっている。

このような観点から、独立行政法人国立公文書館の館長は、独立行政法人への移行前と少なくとも同等以上の処遇を行うことが妥当と思料するところであり、現行報酬は、移行前と同等の水準（一般職の指定職相当）となっていることから、妥当なものとする。

【主務大臣における検証結果】

国立公文書館は特定独立行政法人として、役職員は国家公務員の身分を有している。館長は独立行政法人移行前と同じ一般職の指定職相当の給与水準であり、国立公文書館が担う業務の重要性等を鑑みても、その役員報酬の水準は適正であるとする。引き続き適正な役員報酬の水準の維持に努めていただきたい。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改正なし

理事

改正なし

監事(非常勤)

改正なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 3,805	千円 1,775	千円 1,666	千円 45 319 (通勤手当) (地域手当)		5月31日	
法人の長	千円 13,543	千円 8,878	千円 2,913	千円 154 1,598 (通勤手当) (地域手当)	6月1日		
A理事	千円 4,330	千円 2,219	千円 1,755	千円 △43 399 (通勤手当) (地域手当)		6月27日	◇
B理事	千円 10,066	千円 6,810	千円 1,943	千円 88 1,225 (通勤手当) (地域手当)	6月28日		◇
C監事 (非常勤)	千円 801	千円 801	千円	千円 ()		6月30日	
C監事 (非常勤)	千円 2,403	千円 2,403	千円	千円 ()	7月1日		*
D監事 (非常勤)	千円 3,204	千円 3,204	千円	千円 ()			

注1:「その他(内容)」欄には、通勤手当及地域手当の総額を記入した。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:通勤手当がマイナス(△)なのは、前年度に支給された分を退任に伴い返納したためである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 9,373	年 8	月 2	H25.5.31	1.0	在職期間中の業績が考慮され、内閣府独立行政法人評価委員会により左記のとおり決定された	※
理事A	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入した。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第3期中期目標に従い、俸給水準の引下げなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準の適正化を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、職員給与は一般職の国家公務員の給与水準に準じたものとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の人事評価に基づく勤務成績に応じて6月期及び12月期の勤勉手当を支給する。また、昇給に当たっても段階区分を設け、人事評価による勤務成績に応じて実施する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、勤務成績及び在職期間に応じ、それぞれ6月30日、12月10日に支給する。
昇給	毎年1月1日において、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うもの。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に基づき、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止とすることを内容とする「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第52号)が施行されたことに伴い、同法の例に準じて、職員の給与規程等を改正し、平成26年1月1日から施行、実施した。

その主な内容は次のとおりである。

〈55歳超職員の昇給の号俸数〉

	(改正前)		(改正後)
昇給区分	A 4以上	→	2以上
	B 3	→	1
	C 2	→	0
	D 1	→	0
	E 0	→	0

平成24年3月の国家公務員の給与の臨時特例に準じ、以下のとおり改正した。

期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

①事務職、役員報酬等の俸給月額を引き下げた。

(役員：△9.77%、課長：△9.77%、課長補佐・係長：△7.77%、係員：△4.77%)

②職責手当を引き下げた。(△10%)

③期末手当、勤勉手当を引き下げた。(△9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

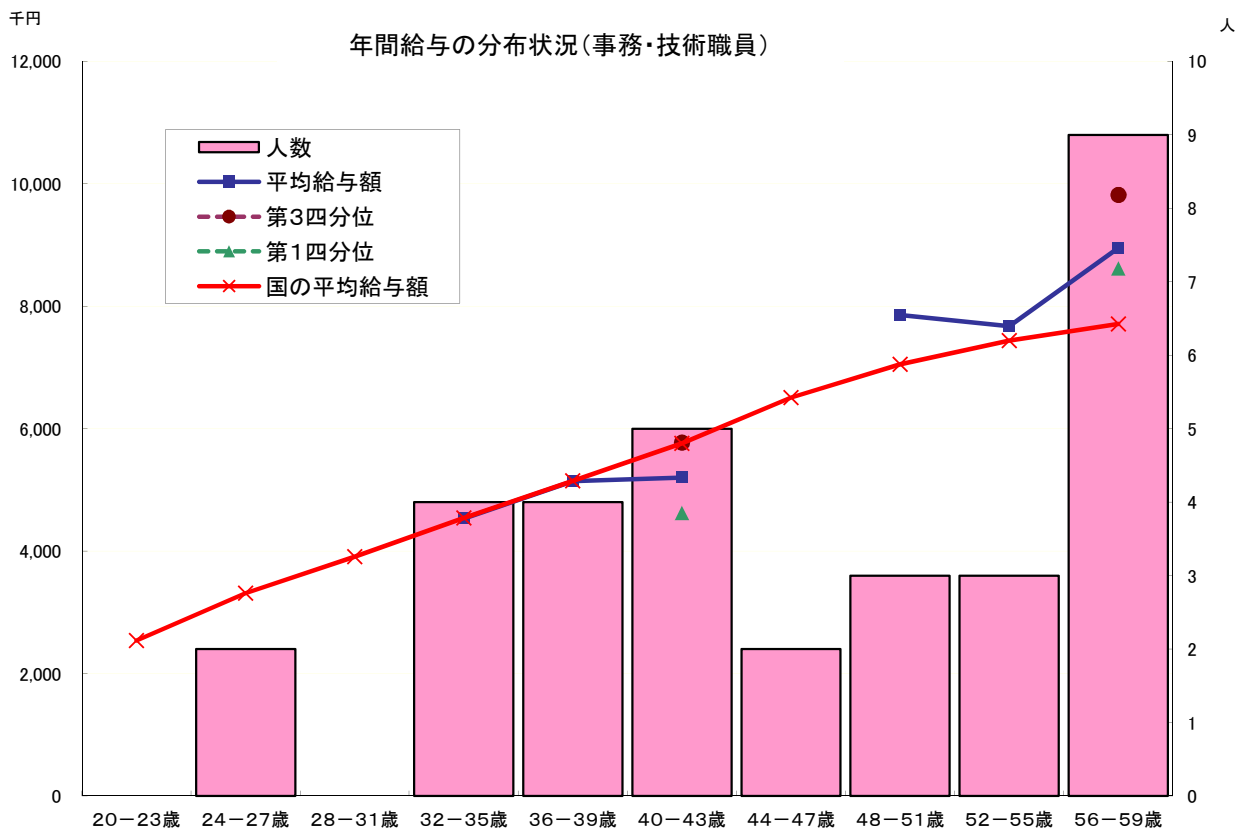
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	33	46.9	6,927	5,231	172	1,696
事務・技術	32	46.5	6,876	5,187	172	1,686
研究職種	1					

注1: 研究職種については、該当者が2人以下のため人員以外の記載を省略した。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当がないので記載を省略した。

注3: 常勤職員の該当者がいない職種については、記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)



注1: グラフのうち、年齢24～27歳及び年齢44～47歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2: グラフのうち、年齢24～27歳、32～35歳、36～39歳、44～47歳、48～51歳及び52～55歳の該当者はそれぞれ4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位を表示していない

注3: グラフのうち、年齢28～31歳は当館に該当者はいない。

注4: 該当者が2人以下の職種についてはグラフを作成していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
本部課長級	6	58.8	9,244	10,227
本部課長補佐級	9	51.7	8,018	8,500
本部係長級	14	41.7	4,626	5,776
本部係員	3	28.5	—	—

注1: 係員は該当者が4人のため、第1・第3分位については記載していない。

注2: 該当者が1人の職位については当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

注3: 該当者が2人以下の職種については表を作成していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		次長	課長	課長	補佐	補佐
人員 (割合)	32人 (%)	人 (%)	人 (%)	3人 (9.4%)	6人 (15.6%)	6人 (18.8%)
年齢 (最高～最低)		歳 }	歳 }	59歳 }	59歳 }	58歳 }
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	7,580千円 }	6,923千円 }	6,480千円 }
年間給与額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	10,417千円 }	9,367千円 }	8,621千円 }
				9,822	8,301	7,798

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	補佐	係長	係長	係員	係員
人員 (割合)	1人 (3.1%)	3人 (9.4%)	11人 (34.4%)	1人 (3.1%)	2人 (6.3%)
年齢 (最高～最低)	歳 }	55歳 }	59歳 }	歳 }	歳 }
所定内給与年額 (最高～最低)	千円 }	4,958千円 }	4,367千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額 (最高～最低)	千円 }	6,675千円 }	5,776千円 }	千円 }	千円 }
		4,705	3,165		
		6,272	4,166		

注:5級、2級及び1級における該当者がそれぞれ2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	首席公文書研究官	首席公文書研究官	主任公文書研究官	主任公文書研究官	公文書研究官	公文書研究官
人員 (割合)	人 (%)	人 (%)	1人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
年齢 (最高～最低)	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }
所定内給与年額 (最高～最低)	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額 (最高～最低)	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }

注:4級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理 職員	一律支給分(期末相当)	53.9 %	56.8 %	55.4 %	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	46.1 %	43.2 %	44.6 %	
		最高～最低	48.5 }	45.2 }	45.2 }
			44.3	41.3	42.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.2 %	66.3 %	65.3 %	
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.8 %	33.7 %	34.7 %	
		最高～最低	43.3 }	38.8 }	37.8 }
			32.9	30.3	33.2

注:該当者2人以下の職種については記載を省略した

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

107.2

対他法人

102.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

83.4

対他法人

84.3

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 107.2	
	参考	地域勘案 95.5 学歴勘案 103.5 地域・学歴勘案 91.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域格差を考慮した対国家公務員指数が95.5であることから、職員の9割以上が東京都区部在勤で、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し高額となっていることが影響しているためである。	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.1%】 (国からの財政支出額1,990百万円、支出予算の総額2,008百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 40,424,269円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 20%(常勤職員数45名中9名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 80%(常勤職員数45名中36名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 18.9%】 (支出総額1,989百万円、給与・報酬等支給総額376百万円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 当館が行う事務・事業は、国自らが果たすべき基本的責務にかかわるものであり、現用文書も含めた我が国の公文書の管理システムの一環を担うもの。このような事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難であることから、ほとんどを運営費交付金によりまかなっているところである。また、厳格な政治的中立性・守秘義務が求められることから特定独立行政法人として存置され、職員は国家公務員の身分を有している。そのような状況から、当館の職員の給与水準については、国と全く同一水準のものとしており、適切と考える。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 国立公文書館は特定独立行政法人として、職員は国家公務員の身分を有しており、その給与は国と同水準である。また、地域勘案の指数は100を下回っていることから給与水準は適正と考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>	
講ずる措置	当館の後職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、従来から人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところであり、今後も引き続き国に準じた給与の適正な維持に努めていくこととしている。	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.4	
	参考	地域勘案 81.6 学歴勘案 82.9 地域・学歴勘案 80.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.1% (国からの財政支出額1,990百万円、支出予算の総額2,008百万円:平成25年度予算)</p>	

<p>給与水準の適切性の 検証</p>	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 40,424,269円円(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 当館が行う事務・事業は、国自らが果たすべき基本的責務にかかわるものであり、現用文書も含めた我が国の公文書の管理システムの一環を担うもの。このような事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難であることから、ほとんどを運営費交付金によりまかなっているところである。 また、厳格な政治的中立性・守秘義務が求められることから特定独立行政法人として存置され、職員は国家公務員の身分を有している。 そのような状況から、当館の職員の給与水準については、国と全く同一水準のものとしており、適切と考える。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、従来から人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところであり、今後も引き続き国に準じた給与の適正な維持に努めていくこととしている。</p>

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 375,838	千円 369,680	千円 (%) 6,158 (1.7)	千円 (%) 2,617 (0.7)
退職手当支給額 (B)	千円 9,373	千円 0	千円 (%) 9,373 (100)	千円 (%) 9,373 (100)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 305,032	千円 325,049	千円 (%) △ 20,017 (△6.2)	千円 (%) △ 6,355 (△2.0)
福利厚生費 (D)	千円 79,486	千円 76,777	千円 (%) 2,709 (3.5)	千円 (%) 4,970 (6.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 769,729	千円 771,506	千円 (%) △ 1,777 (△0.2)	千円 (%) 10,605 (1.4)

・25年度途中に設立された法人については、前年度との差額及び増減率を記載できない旨を欄外に注記する。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」は対前年度比1.7%増加しているが、主な要因は欠員の補充があったこと等による。
- ・「最広義人件費」については0.2%減少しているが、被災公文書等修復支援事業が終了したことにより、非常勤役職員給与の支給が減ったこと等によるものである。

国家公務員の給与の臨時特例に準じ、以下の措置を講じた。

期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

- ①事務職、役員報酬等の俸給月額を引き下げた。
(役員：△9.77%、課長：△9.77%、課長補佐・係長：△7.77%、係員：△4.77%)
- ②職責手当を引き下げた。(△10%)
- ③期末手当、勤勉手当を引き下げた。(△9.77%)

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年5月31日付退任した館長への退職手当について、改正後の調整率(98/100)を適用した。

IV 法人が必要と認める事項

- ・特になし